公益信託森安大学院生奨学基金終了の公告

一、事業概要
　本公益信託は学業優秀でありながら経済的理由から修学困難な大学院生に奨学金を給付し、もって社会有用の人材の育成に寄与するという所期の目的が達成されたため、信託行為に則り、残余財産についてはこの公益信託の目的に類似の目的を有する公益信託に寄附して終了するもの。
二、寄附先及び寄附金額
　公益信託森安育英基金　三、〇九九、六二六円
　公益信託森安広島育英基金
　三、〇九九、六二五円
三、財産目録（平成二十八年九月二十八日現在）
　資産合計　〇円
　負債合計　〇円
　正味信託財産　〇円
　本公益信託は平成二十八年度をもって信託財産が消滅したことにより平成二十八年九月二十八日終了した。
　平成二十八年十月三十一日
　東京都中央区八重洲一丁目二番一号
　公益信託森安大学院生奨学基金
　受託者　みずほ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道余市郡余市町黒川町八七一番地、最後の住所北海道余市郡余市町大川町二〇丁目四番地五　被相続人　亡　大西　直樹
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十月三十一日
事務所北海道余市郡余市町大川町六丁目一三番地二アストランティア一〇一号室
相続財産管理人　司法書士　望月　建留

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市飯坂町字赤川端一七番地、最後の住所福島県福島市飯坂町字御行檀八番地の五　被相続人　亡　髙畑　育子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十月三十一日
福島県福島市北五老内町二番三八号
相続財産管理人　弁護士　安彦　元気

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡那珂川町和見一三九一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　笹沼喜一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十月三十一日
栃木県大田原市中央二丁目二番五号高田直之法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高田　直之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市吉井町長根二四二一番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　新井　芳明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十月三十一日
群馬県高崎市檜物町一一二番地
相続財産管理人　弁護士　横地　宏紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県利根郡新治村大字永井四五八番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　髙橋利一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十月三十一日
群馬県高崎市東町一九一番地三
相続財産管理人　司法書士　倉澤　省三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県都留市古川渡八七五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長田　武
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十月三十一日
山梨県甲府市宝二丁目三番四号内田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　厚博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区秋吉町二番、最後の住所静岡県静岡市清水区秋吉町二番一一号　被相続人　亡　髙橋　正
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十月三十一日
静岡県静岡市葵区常磐町二丁目六番地の八トーカイビル四階
相続財産管理人　弁護士　久保田達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御前崎市御前崎四一七三番地、最後の住所静岡県静岡市清水区鶴舞町三番四一号　被相続人　亡　松林　幸子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十月三十一日
静岡県静岡市駿河区寿町五番一七号　静岡春晃法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市庄田町一三八九番地二二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福山　洋子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十月三十一日
三重県津市羽所町三四五　津駅前第一ビル五階　弁護士法人心　津駅法律事務所
相続財産管理人　弁護士　斎藤　美淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区西新屋敷中堂寺町七三番地、最後の住所京都市下京区西新屋敷中之町一二三番地　被相続人　亡　西浦　ひさ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十月三十一日
京都市中京区河原町通二条西入宮崎ビル二階　弁護士法人中村利雄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮崎　純一

第46期決算公告

平成28年10月28日

埼玉県朝霞市浜崎一丁目3番6号
サンエー精工株式会社
代表取締役　藤田　礼久

貸借対照表の要旨
（平成28年7月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,353,866	流動負債	1,347,316
固定資産	2,350,627	固定負債	1,617,166
有形固定資産	2,263,226	株主資本	740,010
無形固定資産	10,711	資本金	42,835
投資その他の資産	76,689	資本剰余金	10,835
		資本準備金	10,835
		利益剰余金	686,339
		利益準備金	8,000
		その他利益剰余金	678,339
		（うち当期純利益）	(208,945)
資産合計	3,704,493	負債・純資産合計	3,704,493